

(6) 教 職 課 程

(2019年度以降入学生)

教育職員免許状を取得するには

I 教職課程について

学校教育法第1条に定める幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校の教員になるためには、教育職員免許状（以下「免許状」という。）を有していなければならない。

この免許状は教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に基づき文部科学省から認定を受けた大学の課程において、所定の科目の単位を修得し、基礎資格を有する者が、所轄の都道府県教育委員会に申請して授与される。

本学の教職課程は、将来教員になることを志望している学生を対象に開設されており、単に免許状の取得のみを目的とするような安易なものではない。

免許状を取得する場合は、卒業単位の他に修得しなければならない科目の単位が定められている。したがって、1年次より計画的に履修していくことが必要となり、当該年次に単位の修得ができない場合には翌年以降の履修が困難になることもありえるので、学科課程表及び本要項等を参照し、その内容を十分理解した上で教職課程の履修に臨むべきである。わからないことがあれば、担当窓口で相談のこと。

なお、教職課程履修者は、年間スケジュール表にある全てのオリエンテーション（事前事後指導）及びガイダンスに出席する義務があり、正当な理由なく欠席をした場合には、教職課程の履修を放棄したものと扱われることがあるので注意すること。

II 免許状の種類及び教科

取得できる免許状の種類及び教科は次のとおりである。

2019～2020年度入学生適用

学 部	学 科	中学校教諭一種免許状	高等学校教諭一種免許状
法 学 部	法 律 学 科	社 会	地理歴史・公 民

III 教育職員免許状を得るための資格

1. 免許状は規定の基礎資格を有し、所要単位を修得した者に授与される。本学においては次のとおりである。

2019～2020年度入学生適用

免許状の種類	基 礎 資 格	本学における最低修得単位数				備 考
		教育の基礎的理解に関する科目等	教科及び教科の指導法に関する科目	大学が独自に設定する科目	合計	
中 学 校 教 諭 一 種 免 許 状	学士の学位を有すること	法 律 学 科 29	28	2	59	
高 等 学 校 教 諭 一 種 免 許 状	学士の学位を有すること	法 律 学 科 25	34		59	

2. 「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」及び「情報機器の操作」についてそれぞれ2単位以上を修得しなければならない、各学科で定める科目については次のとおりである。

2019～2020年度入学生適用

法 規 上 の 科 目	授 業 科 目	単 位 数	備 考
日 本 国 憲 法	日 本 国 憲 法	2	
体 育	ス ポ ー ツ 実 技	2	
外国語コミュニケーション	外国語コミュニケーションⅠ	1	Ⅰ・Ⅱとも必修
	外国語コミュニケーションⅡ	1	
情 報 機 器 の 操 作	情 報 リ テ ラ シ ー	2	

IV 教育の基礎的理解に関する科目等

教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定められた教育の基礎的理解に関する科目等の本学における授業科目、単位数及び履修方法は次のとおりである。

中学校及び高等学校とも◎印は必修科目となる。

2019～2020年度入学生適用

免許法施行規則に定める科目区分			授 業 科 目	単位数	開講年次
科 目	各科目に含めることが必要な事項				
第3欄	教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	◎教育基礎論	2	1
		・教育の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)	◎現代教職論	2	1
		・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	◎教育の制度と経営	2	1
		・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	◎教育心理学	2	2
		・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	◎特別支援教育論	2	3
		・教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。)	◎教育課程論	2	2
第4欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・道徳の理論及び指導法	☆道徳教育の理論と方法	2	2
		・総合的な学習の時間の指導法 ・特別活動の指導法	◎特別活動・総合的な学習の時間の理論と方法	2	3
		・教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。)	◎教育の方法と技術	2	2
		・生徒指導の理論及び方法 ・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	◎生徒指導・進路指導の理論と方法	2	2
		・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	◎教育相談の理論と方法	2	2
		・教育実習	◎教育実習Ⅰ ☆教育実習Ⅱ	3 2	4 4
第5欄	教育実践に関する科目	・教職実践演習	◎教職実践演習(中・高)	2	4

- (注) 1. ☆印の「道徳教育の理論と方法」は中学校にのみ適用し必修科目となるが、高等学校の選択科目として算入することはできない。
 2. 「教育実習Ⅰ」は中学校及び高等学校に必修。☆印の「教育実習Ⅱ」は中学校のみ必修となり、高等学校では選択となる。
 3. 「教職実践演習(中・高)」(4年次後期)の履修には、教職課程についての自らの学習履歴を記録する「履修カルテ」の作成が必要である。履修カルテの作成の仕方については、2年次はじめのガイダンスにて説明するが、それにしたがって速やかに自分の履修カルテを作成すること。2年次前期終了時点までに履修カルテを作成しない学生に対しては、教職課程の履修を認めないことがあるので、注意すること。

V 大学が独自に設定する科目

中学校の免許状を取得する場合は、「介護体験実習」の2単位を修得すること。

免許法施行規則に定める科目区分	授業科目	単位数	開講年次	備考
第6欄 大学が独自に設定する科目	介護体験実習	2	3	中学校教諭一種免許状取得に必修

VI 介護体験実習

中学校の免許状を取得する場合に7日間の介護等の体験が必要とされ、本学においては、事前・事後指導も含めた授業科目として「介護体験実習」を開設し、それに充てている。

1. 介護体験実習の概要

特別支援学校（視覚支援・聴覚支援・知的支援、肢体等支援、病弱支援）で2日間、社会福祉施設（老人・児童・障害者福祉施設等）で5日間、併せて7日間の体験が必要となり、その内容は介護・介助・障害者の話し相手や散歩の付き添い等の交流、掃除・洗濯等の施設職員の業務補助等である。体験に際し、実習費のほかにも経費がかかることがある。実習費の納入については、別途指示する。また、5月に事前指導、夏休み中に集中講義を行うので、必ず出席すること。

2. 履修手続

(1) 介護体験実習を希望する場合は、介護体験実習登録届を提出すること。体験実習先については、希望者の届出を受けて宮城県教育委員会及び宮城県社会福祉協議会において調整の上決定する。

(2) 4月の科目登録の際には、集中講義の「介護体験実習」を必ず登録すること。

(3) オリエンテーション及びガイダンス

社会福祉施設等の基本的知識と体験に際しての心構え等を身につけるためのオリエンテーション及び実習登録のためのガイダンスを実施するので、希望者は必ず出席すること。

VII 教育実習

「教育実習」とは、教員免許状取得に必要とされている「教育の基礎的理解に関する科目等」の1つであり、これから教職に就こうとしている学生が、教育の現場において実践経験を積むことによって、教師として求められる力を高めるために行われるものである。「教育実習」は、①事前指導、②実習校における実践実習、③事後指導の3つから構成されている（後述の3.「教育実習の事前指導・事後指導」を参照）。教育実習は、教職課程における学習の総まとめの位置にある。希望する諸君が学習成果を存分に活かすためには、幅広い教養が必要となるので、日常生活の中でそれを身につけるよう努力してもらいたい。実習中は、学生でありながらも「教師」としての立場に立つことになるので、それにふさわしい言葉づかい・礼儀・服装などが要求される。事務担当窓口においても特に厳しい指導方針をもって諸君に接していくので、十分留意して学生生活を過ごしてもらいたい。

1. 教育実習履修条件

2019～2020年度入学生適用

(1) すべての教職ガイダンスに出席すること。

(2) 教育実習事前指導1～4をすべて受講していること。

(3) 「履修カルテ」について所定の要領により作成していること。

(4) 3年次終了までに、教養教育科目、地域教育科目及び外国語科目について卒業要件を満たす単位を修得していること。

(5) 専門教育科目を含めた卒業に関わる修得単位が100単位以上であること。ただし、教養教育科目、地域教育科目及び外国語科目についての卒業要件に不足する単位が4単位までの者については、専門教育科目を含めた

卒業に関わる修得単位が110単位以上であること。

- (6) 3年次までに開講されている「教育の基礎的理解に関する科目等」について次の表の対象科目のうち、必要科目数以上修得していること。

取得希望免許校種	対象科目	取得必要科目数
中学校 高等学校	①教育基礎論 ③教育の制度と経営 ⑤特別支援教育論 ⑦道德教育の理論と方法 ⑧特別活動・総合的な学習の時間の理論と方法 ⑨教育の方法と技術 ⑩生徒指導・進路指導の理論と方法 ⑪教育相談の理論と方法 ②現代教職論 ④教育心理学 ※1 ⑥教育課程論	9科目
高等学校のみ	①教育基礎論 ③教育の制度と経営 ⑤特別支援教育論 ⑦特別活動・総合的な学習の時間の理論と方法 ⑧教育の方法と技術 ⑨生徒指導・進路指導の理論と方法 ⑩教育相談の理論と方法 ②現代教職論 ④教育心理学 ※1 ⑥教育課程論	8科目

※1については教養学部人間科学科のみ④教育・学校心理学とする。

- (7) 3年次までに開講されている「教科の指導法に関する科目」について次の表の対象科目をすべて履修し、必要科目数以上修得していること。なお、1科目でも放棄の評価になっている場合は条件を満たしていないものとする。

取得希望免許	対象科目	取得必要科目数
英語 数学 宗教	[実習教科] 教育法 (概論) [実習教科] 教育法 (理論) [実習教科] 教育法 (実践) [実習教科] 教育法 (応用)	3科目
社会	社会・地理歴史科教育法 (概論・理論) 社会・公民科教育法 (概論・理論) 社会・地理歴史科教育法 (実践) ※2 社会・公民科教育法 (実践) ※2 社会・地理歴史科教育法 (応用) 社会・公民科教育法 (応用)	3科目
地理歴史 公民	[実習教科] 教育法 (概論・理論) [実習教科] 教育法 (応用) [実習教科] 教育法 (実践)	2科目
商業 工業 情報	[実習教科] 教育法 (概論・理論) [実習教科] 教育法 (実践・応用)	1科目

※2については学科によっていずれか1科目の履修でよい。

(注)1. 交換留学あるいは認定留学によって教育実習履修条件を満たせない学生については、教職課程センター運営委員会が学生の履修状況を検討して教育実習履修の適否を判定する。

(注)2. 3年次編入生で教育実習履修条件の(4) (5)が満たせない学生については、教職課程センター運営委員会が学生の履修状況を検討して教育実習履修の適否を判定する。

2. 教育実習の履修手続

教育実習を希望する場合は、2年次11月のガイダンスに出席し、12月に教育実習登録届の提出・手続をすること。なお、教育実習先は原則として各自の出身中学校又は出身高等学校とする。

3. 教育実習の事前指導・事後指導

教育実習は、①事前指導、②実習校における実践実習、③事後指導の3つで構成されており、実践実習・事前指導・事後指導のすべてが完了して「教育実習」の単位となる。事前指導及び事後指導を受講しない場合、教育実習の単位認定ができないので、掲示板によって事前指導及び事後指導の開講時期を確認して、必ず受講すること。

①事前指導

事前指導1～4では、主に教育実習中の学習指導及び生徒指導の実践的諸課題について具体的に学ぶ。集中講義形式で実施する。以下、各事前指導の内容、合計時間、実施時期の順に記す。

- ・事前指導1（教育実習オリエンテーション）：教育実習の目的：計150分：3年次12月
- ・事前指導2：教育実習生体験談、生徒指導の在り方について：計360分：3年次2月
- ・事前指導3：学習指導（板書、発問、学習指導案作成等）：計360分：3年次2月
- ・事前指導4（教育実習オリエンテーション）：実習に向けた直前指導：計240分：3年次3月

②教育実習校における実践実習

実習が行われるのは4年次。前期に実施されることが多いが、実習校の都合により後期に実施されることもある。

③事後指導

実習校での実習が終了したら、教科ごとに必ず事後指導を受けること。以下、事後指導1～2の内容、時間、実施時期の順に記す。

- ・事後指導1：教育実習の自己評価、実習の意義の再確認：90分：前期実習分は9～10月、後期実習分は11～12月
- ・事後指導2：教科指導の自己評価、実習の意義の再確認：90分：9月～1月

繰り返すが、事前指導・事後指導についても掲示板で開講時期を確認し、必ず受講すること。受講していない場合は、実習校での実践実習が終了していても「教育実習」の単位は認められない。

4. 麻疹（はしか）対策

指定された時期に抗体検査を受け、検査結果の結果書類のコピーを実習の1ヶ月前までに、各所属キャンパスの教務課または学務係に提出すること。抗体検査によって免疫が確認できない場合は、保護者並びに医療機関と相談の上、はしかの予防接種を受け、受けたことを確認できる書類を提出すること。

VIII 「教職実践演習（中・高）」の履修条件

- (1) 「教育実習Ⅰ」「教育実習Ⅱ」（高等学校教員免許のみ希望者は「教育実習Ⅰ」）を履修し、教育実習校における実習を前期に終えるもの、あるいは後期に実習予定の者であること。
- (2) 履修カルテへの、4年次前期までの所定（単位チェック・教師力チェック）の記入が完了していること。

IX 免許状申請について

教育職員免許状の申請を大学が取りまとめて行う手続き（一括申請）については、4年次の12月上旬にガイダンスを実施する。

X その他

- (1) 在学中に一種免許状を取得し、大学院に進学し所定の単位を修得した場合、専修免許状の取得が可能となる。
- (2) 小学校教諭一種免許状の取得について

本学では、聖徳大学（千葉県松戸市）との協定により、在学中に小学校教諭一種免許状が取得できる「小学校教諭一種免許状取得支援プログラム」（以下「本プログラム」という。）を実施している。

本プログラムは本学において中学校教諭一種免許状取得を出願条件として、2年次から4年次までの3年間、聖徳大学（通信教育部）の通信科目及びスクーリング科目等を修得する。（文学部教育学科、工学部を除く。）

定員は約20名となり、学内選考の上決定されるが、参加に際しては、別途学納金が必要になる。

具体的な修得方法等については、概要説明会を11月に開催し、募集説明会を3月に開催する予定である（いずれも1年生のみ対象）。

XI 教科及び教科の指導法に関する科目

法学部法律学科

社会系免許の各教科の指導法については取得しようとする免許教科に合わせて下表のとおり履修すること。

	取得しようとする免許教科				
	中学校・社会のみ	中学校・社会及び 高校・地歴	中学校・社会及び 高校・公民	高校・地歴及び 高校・公民	中学校・社会及び 高校・公民・地歴
社会・地理歴史科教育法（概論・理論）	◎	◎	◎	◎	◎
社会・地理歴史科教育法（実践）	○	◎		◎	◎
社会・地理歴史科教育法（応用）	◎	◎	◎	◎	◎
社会・公民科教育法（概論・理論）	◎	◎	◎	◎	◎
社会・公民科教育法（実践）	○		◎	◎	◎
社会・公民科教育法（応用）	◎	◎	◎	◎	◎

◎必修 ○選択必修

地理歴史（高等学校一種）

2019～2020年度入学生適用

◎印 教職の必修科目

法規上の科目	授業科目・単位数
日本史	◎日本史要説 2 日本近現代史 2 経営史Ⅰ 2 民俗学概論Ⅰ 2 歴史学基礎 2 江戸から明治へ 2 経営史Ⅱ 2 民俗学概論Ⅱ 2
外国史	◎外国史要説 2 経済史Ⅱ 2 政治思想史Ⅱ 2 西洋近代史 2 経済史Ⅰ 2 政治思想史Ⅰ 2 西洋中世史 2
人文地理学及び自然地理学	◎地理学概説 2 日本法と外国法 2 東北地域論 2 地域社会論 2
地誌	◎地誌学概説 2 法文化論 2 文化人類学 2
各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	◎社会・地理歴史科教育法(概論・理論) 2 ◎社会・地理歴史科教育法(応用) 2 ◎社会・地理歴史科教育法(実践) 2
最低修得単位数	34単位

公民（高等学校一種）

2019～2020年度入学生適用

◎印 教職の必修科目

○印 教職の選択必修科目

法規上の科目	授業科目・単位数	
「法学（国際法を含む。）、 政治学（国際政治を含む。）」	◎ 政治学 I 2 憲法 I 2 行政法 III 2 行政法総論 I 2 行政法各論 I 2 行政救済法 I 2 経済法 II 2 社会保険法 II 2 民法総論 II 2 民法債権法 II 2 民法債権法各論 II 2 民法家族法 II 2 民法会社法 II 2 商法 I (総論) 2 商法 III (商取引・保険) 2 民事手続法入門 II 2 民事訴訟法 II 2 民事訴訟法 II 2 労働法 II 2 知的財産法 II 2 刑法総論 II 2 刑法各論 II 2 刑事訴訟法 II 2 刑事政策 II 2 国際法 II 2 国際私法 II 2 国際政治論 II 2 国際政治論 II 2 比較政治論 II 2 行政学 II 2	◎ 政治学 II 2 憲法 II 2 行政法 IV 2 行政法総論 II 2 行政法各論 II 2 行政救済法 I 2 環境法 I 2 法総論 I 2 民法債権法 I 2 民法債権法各論 I 2 民法家族法 I 2 民法会社法 I 2 商法 II (証券・決済) III 2 商法 II (証券・決済) II 2 民事訴訟法 I 2 民事執行法・保全法 I 2 労働法 I 2 知的財産法 I 2 刑法総論 I 2 刑法各論 I 2 刑事訴訟法 I 2 刑事政策 I 2 国際法 I 2 国際法 III 2 国際政治論 I 2 国際政治論 I 2 比較政治論 I 2 行政学 I 2 平和学 I 2
「社会学、経済学（国際経済を含む。）」	◎ 経済学原論 I 2 国際経済論 I 2 政治学 I 2 社会保険論 I 2 経営学 II 2	◎ 経済学原論 II 2 国際経済論 II 2 政治学 II 2 社会保険論 II 2 社会学 II 2
「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	○ 哲学の基礎 2 哲学 I 2	○ 現代の倫理 2 現代哲学 II 2
各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	◎ 社会・公民科教育法(概論・理論) 2 ◎ 社会・公民科教育法(応用) 2	◎ 社会・公民科教育法(実践) 2
最低修得単位数	34単位	

※ 「哲学の基礎」「現代の倫理」はいずれか1科目選択必修となる。

XII 教職課程年間スケジュール表

○教育実習関係 △介護体験実習 □教務関係 ●免許状申請関係 ▲教員採用関係

年次	実施時期	行事及び手続等
1年次	4月 4月上旬	○教職課程ガイダンス □科目登録
2年次	4月上旬～	□科目登録
	4月	○教職課程ガイダンス
	5月中旬～	○履修カルテ登録（教職免許取得希望者は必須）
	10月下旬 （～11月上旬）	○教職課程ガイダンス（教育実習登録届・誓約書配付）
	10月下旬～	○教育実習予定校申込
	12月上旬	○教育実習登録届・誓約書提出
	1月	△介護体験実習（特別支援学校）申込書配付 △介護体験実習（特別支援学校）申込書提出
3年次	4月上旬～	○資格申請登録 □科目登録
	4月中旬	○資格申請登録者一覧掲示
	4月中旬	△介護体験実習オリエンテーション（特別支援学校 誓約書配付）
	5月中旬	△特別支援学校 誓約書提出、実習費納入（介護体験実習日誌配付）
	5月下旬 （～6月中旬）	△介護体験実習（特別支援学校）日程・実習校発表
	5月～9月 6月下旬	△介護体験実習（特別支援学校2日間／時期は受入校により異なる） ○教育実習校登録確認（教育実習依頼状・承諾書配付） ○仙台市内中学校教育実習事前申込書配付
	7月上旬	△介護体験実習（福祉施設）ガイダンス（申込書配付） ○仙台市内中学校教育実習事前申込書提出
	7月上旬～ 7月中旬	○教育実習予定校訪問（依頼状等持参） △介護体験実習（福祉施設）申込書および健康診断書提出
	8月上旬 （～9月上旬）	△介護体験実習集中講義
	9月末日	○教育実習校からの受入承諾書締切
	10月中旬	○教育実習校からの受入承諾書（写）配付・仙台市内中学校教育実習 最終申込書配付
	10月中旬	△介護体験実習（福祉施設）日程・実習施設発表
	10月下旬	○仙台市内中学校教育実習最終申込書提出
	11月上旬～	△介護体験実習（福祉施設5日間／時期は受入施設により異なる）
	12月上旬	○教育実習事前指導1（教育実習必携配付）
	12月上旬	○教育実習ガイダンス（教育実習関係書類配付）
	1月中旬	○教育実習関係書類提出
	2月中旬～下旬	○教育実習事前指導2・3
	3月中旬～下旬	○教育実習事前指導4
	4年次	4月上旬～
4月上旬		○教育実習費納入（教育実習日誌配付）
4月中旬		○資格申請登録者一覧掲示 ○仙台市内中学校実習生配当発表
5月上旬		○実習校訪問指導教員発表（指導教員との面談）
5月上旬		▲教育職員採用試験願書受付（各都道府県教育委員会）
5月中旬～		○教育実習（中学校3週間・高校2週間、時期は実習校により異なる）
7月中旬～		▲教育職員採用試験（第一次）（都道府県により異なる）
9月		▲教育職員採用試験（第二次）（〃）
9月～12月		○教育実習事後指導1
9月～1月		○教育実習事後指導2
10月下旬		▲教育職員採用試験結果発表
12月上旬		●教員免許状一括申請ガイダンス（申請書類配付）
12月中旬		●教員免許状一括申請書類提出
2月中旬～下旬 3月下旬		□卒業生発表 ●教員免許状一括申請手数料納入 ●教員免許状交付（卒業式）

・主なものをあげているが、上記以外にも行事及び諸手続等が予定される。それについては、別途資格掲示板にて知らせる。
・予定が変更になる場合もあるので、常に掲示板を注意して最新の情報を確認すること。

(2018年度以前の入学生)

教育職員免許状を取得するには

I 教職課程について

学校教育法第1条に定める幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校の教員になるためには、教育職員免許状（以下「免許状」という。）を有していなければならない。

この免許状は教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に基づき文部科学省から認定を受けた大学の課程において、所定の科目の単位を修得し、基礎資格を有する者が、所轄の都道府県教育委員会に申請して授与される。

本学の教職課程は、将来教員になることを志望している学生を対象に開設されており、単に免許状の取得のみを目的とするような安易なものではない。

免許状を取得する場合は、卒業単位の他に修得しなければならない科目の単位が定められている。したがって、1年次より計画的に履修していくことが必要となり、当該年次に単位の修得ができない場合には翌年以降の履修が困難になることもありえるので、学科課程表及び本要項等を参照し、その内容を十分理解した上で教職課程の履修に臨むべきである。わからないことがあれば、担当窓口で相談のこと。

なお、教職課程履修者は、年間スケジュール表にある全てのオリエンテーション（事前事後指導）及びガイダンスに出席する義務があり、正当な理由なく欠席をした場合には、教職課程の履修を放棄したものと扱われることがあるので注意すること。

II 免許状の種類及び教科

取得できる免許状の種類及び教科は次のとおりである。

学部	学科	中学校教諭一種免許状	高等学校教諭一種免許状
法学部	法律学科	社会	地理歴史・公民

III 教育職員免許状を得るための資格

1. 免許状は規定の基礎資格を有し、所要単位を修得した者に授与される。本学においては次のとおりである。

2017年度～2018年度入学生適用

免許状の種類	基礎資格	本学における最低修得単位数				備考
		教職に関する科目	教科に関する科目	教科又は教職に関する科目「介護体験実習」	合計	
中学校教諭一種免許状	学士の資格を有すること	33	24	2	59	
高等学校教諭一種免許状	学士の資格を有すること	29	30		59	教職に関する科目について所定の単位を超えて修得、及び「介護体験実習」2単位を修得した場合には、その単位数分は教科に関する科目にあてることができる。ただし、他教科の「教科教育法」、「道德教育の理論と方法」は含まれない。

2. 「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」及び「情報機器の操作」についてそれぞれ2単位以上を修得しなければならず、各学科で定める科目については次のとおりである。

2017年度～2018年度入学生適用

法規上の科目	授業科目	単位数	備考
日本国憲法	日本国憲法	2	
体育	スポーツ実技	2	
外国語コミュニケーション	外国語コミュニケーションⅠ	1	Ⅰ・Ⅱとも必修
	外国語コミュニケーションⅡ	1	
情報機器の操作	情報リテラシー	2	

IV 教職に関する科目

教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定められた教職に関する科目及び教科又は教職に関する科目の
 本学における授業科目、単位数及び履修方法は次のとおりである。

中学校及び高等学校とも◎印は必修科目となる。

2017年度～2018年度入学生適用

免許法施行規則の定める科目区分		授 業 科 目	単 位 数	開講年次
科 目				
第2欄	教職の意義等に関する科目	◎現代教職論	2	1
第3欄	教育の基礎理論に関する科目	◎教育原理	4	1
		◎教育心理学	2	2
第4欄	教育課程及び指導方法に関する科目	◎教育課程論	2	2
		◎教科教育法Ⅰ (社会・地理歴史) (社会・公民)	2 2	2 3
	◎教科教育法Ⅱ (社会・地理歴史) (社会・公民)	2 2	3 3	
	◎教科教育法Ⅲ (社会・地理歴史) (社会・公民)	2 2	3 3	
	◎教科教育法Ⅳ (社会)	2	3	
	☆道德教育の理論と方法	2	2	
	◎特別活動の理論と方法	2	3	
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	・生徒指導の理論及び方法 ・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 ・進路指導の理論及び方法	◎教育の相談と指導Ⅰ	2	2
		◎教育の相談と指導Ⅱ	2	2
第5欄	・教育実習	◎教育実習Ⅰ ☆教育実習Ⅱ	3 2	4 4
第6欄	・教職実践演習	◎教職実践演習(中・高)	2	4

- (注) 1. ☆印の「道德教育の理論と方法」は中学校にのみ適用し必修科目となるが、高等学校の選択科目として算入することはできない。
 2. 「教育実習Ⅰ」は中学校及び高等学校に必修。☆印の「教育実習Ⅱ」は中学校のみ必修となり、高等学校では選択となる。
 3. 教科教育法の履修方法は取得しようとする免許教科に合わせて別表のとおり履修すること。
 4. 「教職実践演習(中・高)」(4年次後期)の履修には、教職課程についての自らの学習履歴を記録する「履修カルテ」の作成が必要である。
 履修カルテの作成の仕方については、2年次はじめのガイダンスにて説明するが、それにしたがって速やかに自分の履修カルテを作成すること。
 2年次前期終了時点までに履修カルテを作成しない学生に対しては、教職課程の履修を認めないことがあるので、注意すること。

【別表：2017年度～2018年度入学生適用】

(1 教科のみ取得する場合)

	取得しようとする免許教科		
	中学校社会のみ取得	高等学校地理歴史のみ取得	高等学校公民のみ取得
教科教育法Ⅰ（社会・地理歴史）	◎	◎	
教科教育法Ⅰ（社会・公民）	◎		◎
教科教育法Ⅱ（社会・地理歴史）	○	◎	
教科教育法Ⅱ（社会・公民）	○		◎
教科教育法Ⅲ（社会・地理歴史）		◎	
教科教育法Ⅲ（社会・公民）			◎

※◎は必修 ○は選択必修

(2 教科以上取得する場合)

	取得しようとする免許教科			
	中学・社会及び 高校・地理歴史	中学・社会及び 高校・公民	高校・地理歴史及び 高校・公民	中学・社会、高校・地理 歴史及び高校・公民
教科教育法Ⅰ（社会・地理歴史）	◎	◎	◎	◎
教科教育法Ⅰ（社会・公民）	◎	◎	◎	◎
教科教育法Ⅱ（社会・地理歴史）	◎			◎
教科教育法Ⅱ（社会・公民）		◎		◎
教科教育法Ⅲ（社会・地理歴史）			◎	
教科教育法Ⅲ（社会・公民）			◎	

※◎は必修

V 教科又は教職に関する科目

中学校の免許状を取得する場合は、「介護体験実習」の2単位を修得すること。

施行規則に定める科目区分	授業科目	単位数	備 考
教科又は教職に関する科目	介護体験実習	2	中学校教諭一種免許状取得に必修

VI 介護体験実習

中学校の免許状を取得する場合に7日間の介護等の体験が必要とされ、本学においては、事前・事後指導も含めた授業科目として「介護体験実習」を開設し、それに充てている。

1. 介護体験実習の概要

特別支援学校（視覚支援・聴覚支援・知的支援、肢体等支援、病弱支援）で2日間、社会福祉施設（老人・児童・障害者福祉施設等）で5日間、併せて7日間の体験が必要となり、その内容は介護・介助・障害者の話し相手や散歩の付き添い等の交流、掃除・洗濯等の施設職員の業務補助等である。体験に際し、実習費のほかにも経費がかかることがある。実習費の納入については、別途指示する。また、5月に事前指導、夏休み中に集中講義を行うので、必ず出席すること。

2. 履修手続

(1) 介護体験実習を希望する場合は、介護体験実習登録届を提出すること。体験実習先については、希望者の届出を受けて宮城県教育委員会及び宮城県社会福祉協議会において調整の上決定する。

(2) 4月の科目登録の際には、集中講義の「介護体験実習」を必ず登録すること。

(3) オリエンテーション及びガイダンス

社会福祉施設等の基本的知識と体験に際しての心構え等を身につけるためのオリエンテーション及び実習登録のためのガイダンスを実施するので、希望者は必ず出席すること。

VII 教育実習

「教育実習」とは、教員免許状取得に必要とされている「教職に関する科目」の1つであり、これから教職に就こうとしている学生が、教育の現場において実践経験を積むことによって、教師として求められる力を高めるために行われるものである。「教育実習」は、①事前指導、②実習校における実践実習、③事後指導の3つから構成されている（後述の3.「教育実習の事前指導・事後指導」を参照）。教育実習は、教職課程における学習の総まとめの位置にある。希望する諸君が学習成果を存分に活かすためには、幅広い教養が必要となるので、日常生活の中でそれを身につけるよう努力してもらいたい。実習中は、学生でありながらも「教師」としての立場に立つことになるので、それにふさわしい言葉づかい・礼儀・服装などが要求される。事務担当窓口においても特に厳しい指導方針をもって諸君に接していくので、十分留意して学生生活を過ごしてもらいたい。

1. 教育実習履修条件

2017年度～2018年度入学生適用

(1) 教育実習履修者はすべての教職課程ガイダンス及び教育実習事前指導に出席すること。

(2) 3年次修了までに、教養教育科目及び外国語科目について卒業要件を満たす単位を取得し、かつ専門教育科目を含めた卒業に関わる修得単位数が100単位以上であること。ただし、教養教育科目及び外国語科目についての卒業要件から不足する単位が4単位までの者については、専門教育科目を含めた卒業に関わる修得単位数が110単位以上であること。

(3) 【英語・数学・理科・宗教（中学）の教員免許取得希望者の場合】

3年次までの「教職に関する科目」について、「教育原理」、「現代教職論」、「教育心理学」、「教育方法」、「道徳教育の理論と方法」、「教育の相談と指導Ⅰ」、「教育の相談と指導Ⅱ」、「教育課程論」、「特別活動の理論と方法」、「教

科教育法Ⅰ〔実習教科〕、〔教科教育法Ⅱ〔実習教科〕〕、〔教科教育法Ⅲ〔実習教科〕〕の12科目のうち10科目以上（高等学校教育免許のみの希望者で「道徳教育の理論と方法」を履修していない者については11科目のうち9科目以上）の単位を修得していること。ただし「教科教育法」については上記の3科目を履修し（放棄は認めない）、かつ2科目以上の単位を修得していること。

【社会・地理歴史・公民の教員免許取得希望者の場合】

3年次までの「教職に関する科目」について、「教育原理」、「現代教職論」、「教育心理学」、「教育方法」（人間科学科については「教育工学」）、「道徳教育の理論と方法」、「教育の相談と指導Ⅰ」、「教育の相談と指導Ⅱ」、「教育課程論」、「特別活動の理論と方法」、および、別表で示した「教科教育法（合計3科目・ただし3教科全ての免許取得を希望する場合は4科目）」の12科目（3教科全ての免許取得を希望する場合は13科目）のうち10科目以上（高等学校教員免許のみの希望者で「道徳教育の理論と方法」を履修していない者については11科目のうち9科目以上）の単位を修得していること。ただし「教科教育法」については別表で示した3科目（3教科全ての免許取得を希望する場合は4科目）を履修し（放棄は認めない）、かつ2科目以上の単位を修得していること。

【商業・工業・宗教（高校）・情報の教員免許取得希望者の場合】

3年次までの「教職に関する科目」について、「教育原理」、「現代教職論」、「教育心理学」、「教育方法」、「教育の相談と指導Ⅰ」、「教育の相談と指導Ⅱ」、「教育課程論」、「特別活動の理論と方法」、「教科教育法Ⅰ〔実習教科〕」、「教科教育法Ⅲ〔実習教科〕」の10科目のうち8科目以上の単位を修得していること。ただし「教科教育法」については上記の2科目を履修し（放棄は認めない）、かつ1科目以上の単位を修得していること。

（注）1. 交換留学あるいは認定留学によって教育実習履修条件を満たせない学生については、教職課程センター運営委員会小委員会が学生の履修状況を検討して教育実習履修の適否を判定する。

（注）2. 3年次編入生で教育実習履修条件の(2)を満たせない学生については、教職課程センター運営委員会小委員会が学生の履修状況を検討して教育実習履修の適否を判定する。

2. 教育実習の履修手続

教育実習を希望する場合は、2年次11月のガイダンスに出席し、12月に教育実習登録届の提出・手続をすること。なお、教育実習先は原則として各自の出身中学校又は出身高等学校とする。

3. 教育実習の事前指導・事後指導

教育実習は、①事前指導、②実習校における実践実習、③事後指導の3つで構成されており、実践実習・事前指導・事後指導のすべてが完了して「教育実習」の単位となる。事前指導及び事後指導を受講しない場合、教育実習の単位認定ができないので、掲示板によって事前指導及び事後指導の開講時期を確認して、必ず受講すること。

①事前指導

事前指導1～4では、主に教育実習中の学習指導及び生徒指導の実践的諸課題について具体的に学ぶ。集中講義形式で実施する。以下、各事前指導の内容、合計時間、実施時期の順に記す。

- ・事前指導1（教育実習オリエンテーション）：教育実習の目的：計150分：3年次12月
- ・事前指導2：教育実習生体験談、生徒指導の在り方について：計360分：3年次2月
- ・事前指導3：学習指導（板書、発問、学習指導案作成等）：計360分：3年次2月
- ・事前指導4（教育実習オリエンテーション）：実習に向けた直前指導：計240分：3年次3月

②教育実習校における実践実習

実習が行われるのは4年次。前期に実施されることが多いが、実習校の都合により後期に実施されることもある。

③事後指導

実習校での実習が終了したら、教科ごとに必ず事後指導を受けること。以下、事後指導1～2の内容、時間、実施時期の順に記す。

- ・事後指導1：教育実習の自己評価、実習の意義の再確認：90分：前期実習分は9～10月、後期実習分は11～12月
- ・事後指導2：教科指導の自己評価、実習の意義の再確認：90分：9月～1月

繰り返すが、事前指導・事後指導についても掲示板で開講時期を確認し、必ず受講すること。受講していない

場合は、実習校での実践実習が終了していても「教育実習」の単位は認められない。

4. 麻疹（はしか）対策

指定された時期に抗体検査を受け、検査結果の結果書類のコピーを実習の1ヶ月前までに、各所属キャンパスの教務課または学務係に提出すること。抗体検査によって免疫が確認できない場合は、保護者並びに医療機関と相談の上、はしかの予防接種を受け、受けたことを確認できる書類を提出すること。

VIII 「教職実践演習（中・高）」の履修条件

- (1) 教職に関する科目「教育実習Ⅰ」「教育実習Ⅱ」（高等学校教員免許のみ希望者は「教育実習Ⅰ」）を履修し、教育実習校における実習を前期に終える者、あるいは後期に実習予定の者であること。
- (2) 履修カルテへの、4年次前期までの所定（単位チェック・教師力チェック）の記入が完了していること。

IX 免許状申請について

教育職員免許状の申請を大学が取りまとめて行う手続き（一括申請）については、4年次の12月上旬にガイダンスを実施する。

X その他

- (1) 在学中に一種免許状を取得し、大学院に進学し所定の単位を修得した場合、専修免許状の取得が可能となる。
- (2) 小学校教諭一種免許状の取得について

本学では、聖徳大学（千葉県松戸市）との協定により、在学中に小学校教諭一種免許状が取得できる「小学校教諭一種免許状取得支援プログラム」（以下「本プログラム」という。）を実施している。

本プログラムは本学において中学校教諭一種免許状取得を出願条件として、2年次から4年次までの3年間、聖徳大学（通信教育部）の通信科目及びスクーリング科目等を修得する。（文学部教育学科、工学部を除く。）

定員は約20名となり、学内選考の上決定されるが、参加に際しては、別途学納金が必要になる。

具体的な修得方法等については、概要説明会を11月に開催し、募集説明会を3月に開催する予定である（いずれも1年生のみ対象）。

XI 教科に関する科目

法学部法律学科

社 会（中学校一種）

2017年度～2018年度入学生適用

◎印 教職の必修科目 ○印 教職の選択必修科目

法規上の科目	授業科目・単位数	
日本史及び外国史	◎日本史要説 2 日本制史 I 2 日本近現代史 I 2 民俗学概論 II 2 ◎外国史要説 II 2 政治思想史 II 2 西洋近代史 2	歴史学基礎 2 法制史 II 2 民俗学概論 I 2 政治思想史 I 2 西洋中世史 2
	◎地理学概説 2 ◎地誌学と外国法 2 ◎日本法と外国法 2	東北地域論 2 文化人類学 2 法文化論 2
「法学、政治学」	◎政治学 I 2 ◎憲法 I 2 行政法 III 2 行政法総論 I 2 行政法各論 I 2 行政救済法 I 2 行政法 II 2 環境法 II 2 民法総則 I 2 物権法 I 2 債権法総論 I 2 債権法各論 I 2 家族法 I 2 会社法 I 2 会社法 III 2 商法 II（証券・決済） 2 商法 II（証券・決済） 2 民事訴訟法 I 2 民事執行法・保全法 I 2 労働法 I 2 知的財産法 I 2 刑法総論 I 2 刑法各論 I 2 刑事訴訟法 I 2 刑事政策 I 2 国際法 I 2 国際法 III 2 国際経済法 II 2 国際政治論 I 2 国際政治論 I 2 比較政治学 I 2 平和学 I 2	◎政治学 II 2 ◎憲法 II 2 行政法 IV 2 行政法総論 II 2 行政法各論 II 2 行政救済法 I 2 税法 II 2 社会保険法 II 2 民法総則 II 2 物権法 II 2 債権法総論 II 2 債権法各論 II 2 家族法 II 2 会社法 II 2 商法 I（総論） 2 商法 III（取引・保険） 2 民事手続法入門 2 民事訴訟法 II 2 労働法 II 2 知的財産法 II 2 刑法総論 II 2 刑法各論 II 2 刑事訴訟法 II 2 刑事政策 II 2 国際法 II 2 国際私法 IV 2 国際政治論 II 2 比較政治論 II 2 行政政治学 II 2
	◎国際経済論 I 2 ◎国際政治学 I 2 ◎社会保障論 I 2 ◎経営学 2	◎国際経済論 II 2 ◎国際政治学 II 2 ◎社会保障論 II 2 ◎社会学 2
「哲学、倫理学、宗教学」	○哲学の基礎 2 ○法哲学 I 2	○現代の倫理 2 ○法哲学 II 2
最低修得単位数	24単位	

※「哲学の基礎」「現代の倫理」はいずれか1科目選択必修となる。

地理歴史（高等学校一種）

2017年度～2018年度入学生適用

◎印 教職の必修科目

法規上の科目	授業科目・単位数	
日本史	◎日本史要説 2	歴史学基礎 2
	日本近現代史 2	江戸から明治へ 2
	経営史Ⅰ 2	経営史Ⅱ 2
	民俗学概論Ⅰ 2	民俗学概論Ⅱ 2
外国史	◎外国史要説 2	経済史Ⅰ 2
	経済史Ⅱ 2	政治思想史Ⅰ 2
	政治思想史Ⅱ 2	西洋中世史 2
	西洋近代史 2	
人文地理学及び自然地理学	◎地理学概説 2	東北地域論 2
	日本法と外国法 2	地域社会論 2
地誌	◎地誌学概説 2	文化人類学 2
	地法文化論 2	
最低修得単位数	30単位	

公民（高等学校一種）

2017年度～2018年度入学生適用

◎印 教職の必修科目

○印 教職の選択必修科目

法規上の科目	授業科目・単位数				
「法律学（国際法を含む。）、 政治学（国際政治を含む。）」	◎ 政治学 I 2	◎ 政治学 II 2	◎ 政治学 III 2	◎ 政治学 IV 2	
	◎ 憲法 I 2	◎ 憲法 II 2	◎ 憲法 III 2	◎ 憲法 IV 2	
	◎ 行政法 I 2	◎ 行政法 II 2	◎ 行政法 III 2	◎ 行政法 IV 2	
	◎ 行政救済法 I 2	◎ 行政救済法 II 2	◎ 行政救済法 III 2	◎ 行政救済法 IV 2	
	◎ 環境法 I 2	◎ 環境法 II 2	◎ 環境法 III 2	◎ 環境法 IV 2	
	◎ 民法 I 2	◎ 民法 II 2	◎ 民法 III 2	◎ 民法 IV 2	
	◎ 債権法 I 2	◎ 債権法 II 2	◎ 債権法 III 2	◎ 債権法 IV 2	
	◎ 家族法 I 2	◎ 家族法 II 2	◎ 家族法 III 2	◎ 家族法 IV 2	
	◎ 会社法 I 2	◎ 会社法 II 2	◎ 会社法 III 2	◎ 会社法 IV 2	
	◎ 商法 I 2	◎ 商法 II 2	◎ 商法 III 2	◎ 商法 IV 2	
	◎ 金融法 I 2	◎ 金融法 II 2	◎ 金融法 III 2	◎ 金融法 IV 2	
	◎ 民事訴訟法 I 2	◎ 民事訴訟法 II 2	◎ 民事訴訟法 III 2	◎ 民事訴訟法 IV 2	
	◎ 民事執行法 I 2	◎ 民事執行法 II 2	◎ 民事執行法 III 2	◎ 民事執行法 IV 2	
	◎ 労働法 I 2	◎ 労働法 II 2	◎ 労働法 III 2	◎ 労働法 IV 2	
	◎ 知的財産法 I 2	◎ 知的財産法 II 2	◎ 知的財産法 III 2	◎ 知的財産法 IV 2	
	◎ 刑法 I 2	◎ 刑法 II 2	◎ 刑法 III 2	◎ 刑法 IV 2	
	◎ 刑事訴訟法 I 2	◎ 刑事訴訟法 II 2	◎ 刑事訴訟法 III 2	◎ 刑事訴訟法 IV 2	
	◎ 刑事政策 I 2	◎ 刑事政策 II 2	◎ 刑事政策 III 2	◎ 刑事政策 IV 2	
	◎ 国際法 I 2	◎ 国際法 II 2	◎ 国際法 III 2	◎ 国際法 IV 2	
	◎ 国際経済法 I 2	◎ 国際経済法 II 2	◎ 国際経済法 III 2	◎ 国際経済法 IV 2	
	◎ 国際政治論 I 2	◎ 国際政治論 II 2	◎ 国際政治論 III 2	◎ 国際政治論 IV 2	
	◎ 比較政治論 I 2	◎ 比較政治論 II 2	◎ 比較政治論 III 2	◎ 比較政治論 IV 2	
	◎ 地方自治学 I 2	◎ 地方自治学 II 2	◎ 地方自治学 III 2	◎ 地方自治学 IV 2	
	◎ 平和学 I 2	◎ 平和学 II 2	◎ 平和学 III 2	◎ 平和学 IV 2	
	「社会学、経済学（国際経済を含む。）」	◎ 経済学 I 2	◎ 経済学 II 2	◎ 経済学 III 2	◎ 経済学 IV 2
		◎ 国際経済学 I 2	◎ 国際経済学 II 2	◎ 国際経済学 III 2	◎ 国際経済学 IV 2
		◎ 社会政策論 I 2	◎ 社会政策論 II 2	◎ 社会政策論 III 2	◎ 社会政策論 IV 2
		◎ 社会福祉学 I 2	◎ 社会福祉学 II 2	◎ 社会福祉学 III 2	◎ 社会福祉学 IV 2
	「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	○ 哲学の基礎 I 2	○ 現代の倫理 II 2	○ 哲学の基礎 II 2	○ 現代の倫理 I 2
		○ 哲学の基礎 I 2	○ 現代の倫理 II 2	○ 哲学の基礎 II 2	○ 現代の倫理 I 2
	最低修得単位数	30単位			

※「哲学の基礎」「現代の倫理」はいずれか1科目選択必修となる。

XII 教職課程年間スケジュール表

○教育実習関係 △介護体験実習 □教務関係 ●免許状申請関係 ▲教員採用関係

年次	実施時期	行事及び手続等
1年次	4月 4月上旬	○教職課程ガイダンス □科目登録
2年次	4月上旬～	□科目登録
	4月	○教職課程ガイダンス
	5月中旬～	○履修カルテ登録（教職免許取得希望者は必須）
	10月下旬 （～11月上旬）	○教職課程ガイダンス（教育実習登録届・誓約書配付）
	10月下旬～	○教育実習予定校申込
	12月上旬	○教育実習登録届・誓約書提出
	1月	△介護体験実習（特別支援学校）申込書配付 △介護体験実習（特別支援学校）申込書提出
3年次	4月上旬～	○資格申請登録 □科目登録
	4月中旬	○資格申請登録者一覧掲示
	4月中旬	△介護体験実習オリエンテーション（特別支援学校 誓約書配付）
	5月中旬	△特別支援学校 誓約書提出、実習費納入（介護体験実習日誌配付）
	5月下旬 （～6月中旬）	△介護体験実習（特別支援学校）日程・実習校発表
	5月～9月 6月下旬	△介護体験実習（特別支援学校2日間／時期は受入校により異なる） ○教育実習校登録確認（教育実習依頼状・承諾書配付） ○仙台市内中学校教育実習事前申込書配付
	7月上旬	△介護体験実習（福祉施設）ガイダンス（申込書配付） ○仙台市内中学校教育実習事前申込書提出
	7月上旬～ 7月中旬	○教育実習予定校訪問（依頼状等持参） △介護体験実習（福祉施設）申込書および健康診断書提出
	8月上旬 （～9月上旬）	△介護体験実習集中講義
	9月末日	○教育実習校からの受入承諾書締切
	10月中旬	○教育実習校からの受入承諾書（写）配付・仙台市内中学校教育実習 最終申込書配付
	10月中旬	△介護体験実習（福祉施設）日程・実習施設発表
	10月下旬	○仙台市内中学校教育実習最終申込書提出
	11月上旬～	△介護体験実習（福祉施設5日間／時期は受入施設により異なる）
	12月上旬	○教育実習事前指導1（教育実習必携配付）
	12月上旬	○教育実習ガイダンス（教育実習関係書類配付）
	1月中旬	○教育実習関係書類提出
	2月中旬～下旬	○教育実習事前指導2・3
	3月中旬～下旬	○教育実習事前指導4
	4年次	4月上旬～
4月上旬		○教育実習費納入（教育実習日誌配付）
4月中旬		○資格申請登録者一覧掲示 ○仙台市内中学校実習生配当発表
5月上旬		○実習校訪問指導教員発表（指導教員との面談）
5月上旬		▲教育職員採用試験願書受付（各都道府県教育委員会）
5月中旬～		○教育実習（中学校3週間・高校2週間、時期は実習校により異なる）
7月中旬～		▲教育職員採用試験（第一次）（都道府県により異なる）
9月		▲教育職員採用試験（第二次）（〃）
9月～12月		○教育実習事後指導1
9月～1月		○教育実習事後指導2
10月下旬		▲教育職員採用試験結果発表
12月上旬		●教員免許状一括申請ガイダンス（申請書類配付）
12月中旬		●教員免許状一括申請書類提出
2月中旬～下旬 3月下旬		□卒業生発表 ●教員免許状一括申請手数料納入 ●教員免許状交付（卒業式）

・主なものをあげているが、上記以外にも行事及び諸手続等が予定される。それについては、別途資格掲示板にて知らせる。
・予定が変更になる場合もあるので、常に掲示板を注意して最新の情報を確認すること。